

令和 8 年 度

南部町水道事業会計補正予算書（第 1 号）

令和 8 年度 南部町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 8 年度南部町の水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（企業債の補正）

第 2 条 令和 8 年度南部町水道事業会計予算第 6 条に定める起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽施設更新 遠隔監視システム更新	150,000千円	証書借入	3%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	補正前に同じ	補正前に同じ	5%以内	補正前に同じ

令和 8年 9月 1日 提出 南部町長 陶 山 清 孝

令和 8年 9月 日 決 南部町議会議長 景 山 浩